福井県告示第651号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る知事が適当と認める書類等を次のように定める。

平成27年12月28日

福井県知事 西川 一誠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 に基づく地方税関係手続に係る知事が適当と認める書類等

(趣旨)

- 第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する手続(以下「地方税関係手続」という。)に係る知事が適当と認める書類、事項、事情または場合(第3条において「書類等」という。)を定めるものとする。(用語の定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人識別事項 氏名および出生の年月日または住所をいう。
 - (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (3) 税理士証票 税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第55号)第12条に規定する税理士証票(提示時において有効なものに限る。)をいう。
 - (4) 写真付身分証明書等 本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証または法人もしくは官公署が発行した身分証明書もしくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。)をいう。
 - (5) 写真付公的書類 戦傷病者手帳その他官公署から発行または発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。)をいう。
 - (6) プレ印字申告書等 知事が個人識別事項を印字した上で本人に交付または送付した 書類で、知事に対して当該書類を使用して県税の申告、申請または納付を行うことが できるものをいう。
 - (7) 写真なし身分証明書等 本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。)をいう。
 - (8) 地方税等の領収証書等 地方税もしくは国税の領収証書、納税証明書または社会保険料もしくは公共料金の領収証書で領収日付の押印または発行年月日および個人識別事項の記載があるもの(提示時において領収日付または発行年月日が6か月以内のものに限る。)をいう。
 - (9) 写真なし公的書類 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行また は発給をされた本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む。)で、個人

識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものまたは発行もしくは発給された日から6か月以内のものに限る。)をいう。

- (10) 本人交付用税務書類 地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書または特別徴収票その他租税に関する法律または地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるものをいう。
- (11) 還付された通知カード等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第15条の規定により還付された通知カードまたは同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カードをいう。
- (12) 法人に係る地方税等の領収証書等 地方税等の領収証書等(当該法人の商号または 名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において領収 日付または発行年月日が6か月以内のものに限る。))をいう。

(知事が適当と認める書類等)

第3条 別表第1欄に掲げる規定の同表第2欄に掲げる内容は、同表第3欄に掲げるとおりとする。

附則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表

別衣		
第1欄	第2欄	第3欄
規則第	官公署から発行され、または発給された書類その他これに	税理士証票
1条第	類する書類であって、通知カードに記載された個人識別事	写真付身分証明書等
1 項第	項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施さ	写真付公的書類
2号	れた措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識	プレ印字申告書等で、知事に対して当該書類を使用して提
	別事項により識別される特定の個人と同一の者であるこ	出する場合における当該書類
	とを確認することができるものとして個人番号利用事務	プレ印字申告書等で、知事に対して、申告書、申請書また
	実施者(法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実	は納付書と併せて提示または提出する場合の当該書類
	施者をいう。以下同じ。) が適当と認めるもの	
規則第	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、ま	写真なし身分証明書等
1条第	たは発給された書類その他これに類する書類であって個	地方税等の領収証書等
1 項第	人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(通知カードに	写真なし公的書類
3号口	記載された個人識別事項の記載があるものに限る。)	本人交付用税務書類
規則第	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額もしく
1条第	上で受理している申告書等に記載されている純損失の金	は税額等または更正の請求書に記載された更正の請求直前
3項第	額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係	の課税標準額もしくは税額等その他これに類する事項
5号	る申告書等を作成するに当たって必要となる事項または	
	考慮すべき事情 (以下「事項等」という。) であって財務	

	大臣等 (規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。)	
	が適当と認める事項等	
規則第	官公署から発行され、または発給された書類その他これに	税理士証票
2 条第	類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別	写真付身分証明書等
2号	するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年	写真付公的書類
	政令第155号。以下「令」という。) 第12条第1項第	プレ印字申告書等で、知事に対して当該書類を使用して提
	1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、	出する場合における当該書類
	かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によっ	プレ印字申告書等で、知事に対して、申告書、申請書また
	て、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識	は納付書と併せて提示または提出する場合の当該書類
	別される特定の個人と同一の者であることを確認するこ	
	とができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と	
	認めるもの	
規則第	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、ま	官公署または個人番号利用事務等実施者が発行または発給
3条第	たは発給された書類その他これに類する書類であって個	をした書類で個人番号および個人識別事項の記載があるも
1項第	人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(個人番号の提	Ø
6号	供を行う者の個人番号および個人識別事項の記載がある	還付された通知カード等
	ものに限る。)	
規則第	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、ま	写真なし身分証明書等
3条第	たは発給された書類その他これに類する書類であって個	地方税等の領収証書等
2 項第	人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし公的書類
2号		本人交付用税務書類
規則第	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者で	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇
3条第	あることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認	用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚す
5項	める場合	ること等により、個人番号の提供を行う者が通知カードも
		しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されて
		いる個人識別事項または規則第3条第1項各号に掲げる措
		置により確認される個人識別事項により識別される特定の
		個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う
		者が本人であること」という。)が明らかな場合
		所得税法に規定する控除対象配偶者または扶養親族その他
		の親族(以下「扶養親族等」という。)であって、知覚する
		の親族(以下「扶養親族等」という。)であって、知覚する こと等により、個人番号の提供を行う者が本人であること
		こと等により、個人番号の提供を行う者が本人であること
		こと等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
		こと等により、個人番号の提供を行う者が本人であること が明らかな場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継

規則第	官公署または個人番号利用事務等実施者から本人に対し	本人の署名および押印ならびに代理人の個人識別事項の記
6条第	一に限り発行され、または発給された書類その他の本人の	載および押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第2
1項第	代理人として個人番号の提供をすることを証明するもの	37号) 第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供
3号	として個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	を受ける場合を除く。)
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署または個
		人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行さ
		れ、または発給をされた書類その他これに類する書類であ
		って、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有
		効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者か
		ら個人番号の提供を受ける場合を除く。)
規則第	官公署から発行され、または発給された書類その他これに	税理士証票
7条第	類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書	写真付身分証明書等
1 項第	類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表	写真付公的書類
2号	示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の	
	 提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定	
	 の個人と同一の者であることを確認することができるも	
	のとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	
規則第	登記事項証明書その他の官公署から発行され、または発給	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行
7条第	 された書類および現に個人番号の提供を行う者と当該法	または発給をされた書類その他これに類する書類であっ
2項	人との関係を証する書類その他これらに類する書類であ	て、当該法人の商号または名称および本店または主たる事
	って個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該法	務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なも
	人の商号または名称および本店または主たる事務所の所	のまたは発行もしくは発給をされた日から6か月以内のも
	在地の記載があるものに限る。)	のに限る。) ならびに社員証その他の現に個人番号の提供を
		行う者と当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」
		という。)
		法人に係る地方税等の領収証書等および社員証等
規則第	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、ま	写真なし身分証明書等
9条第	たは発給された書類その他これに類する書類であって個	地方税等の領収証書等
1 項第	人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし公的書類
2号		本人交付用税務書類
規則第	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇
9 条第	 個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者で	用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚す
4項	あることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認	ること等により、本人の代理人として個人番号を提供する
	める場合	者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されてい
		る個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者で
		あること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人
		であること」という。)が明らかな場合
		扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の
		提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
L		

		過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継
		続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等によ
		り、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが
		明らかな場合
		代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者
		に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っている
		こと等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人で
		あることが明らかな場合
規則第	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、ま	官公署または個人番号利用事務等実施者が発行または発給
9条第	たは発給された書類その他これに類する書類であって個	をした書類で個人番号および個人識別事項の記載があるも
5 項第	人番号利用事務実施者が適当と認めるもの (本人の個人番	Ø
6号	号および個人識別事項の記載があるものに限る。)	還付された通知カード等